

## 小地域福祉活動推進地区設置要項

### (目的)

第1条 行政区単位又は小地域（行政区の合議体）単位で、地域住民が協働で地域の福祉問題を発見し、解決するための活動を行い、地区の中でお互いが助け合って、誰もが住み慣れたまち（地区）で暮らせるように地域福祉活動を推進していくために、町内に小地域福祉活動推進地区を設置する。

### (設置主体)

第2条 設置主体は社会福祉法人大津町社会福祉協議会とする。

### (実施主体)

第3条 実施主体は、行政区又は小地域（行政区の合議体）とする。

### (公募)

第4条 小地域福祉活動推進地区は、行政区又は小地域の中から公募を行う。

### (指定)

第5条 小地域福祉活動推進地区は、自薦した行政区又は小地域の中から地域バランスを考え本会会長が選考する。

### (設置地区数及び期間)

第6条 小地域福祉活動推進地区の設置地区数は、原則として、毎年3地区とし、実施期間は、年度末に本会と協議し、変更がない場合は毎年継続とする。

### (支援)

第7条 小地域福祉活動推進地区の事業実施に際しては、必要に応じて、地域福祉推進委員会事務局が支援を行う。

### (個人情報保護)

第8条 小地域福祉活動推進地区は、調査等で知りえた個人情報等の情報については、他に洩らしてはならない。指定が終了した後でも同様とする。

### (実施内容)

第9条 小地域福祉活動推進地区は以下の事業を実施する。

- (1) 地域福祉推進委員の選任
- (2) 地域福祉推進座談会の開催
- (3) 地域福祉推進組織の確立
- (4) 小地域ネットワーク事業の実施
- (5) その他の地域福祉推進事業

### (その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

この要項は、平成21年4月10日から施行する。

## 小地域福祉活動推進地区公募要項

### (目的)

第1条 地域住民の主体的参加を促進し、住民参加の福祉のまちづくりを推進するため小地域福祉活動推進地区を公募する。

### (選定)

第2条 小地域福祉活動推進地区は、応募した行政区又は小地域の中から地域バランスを考慮して本会会長が選考する。

### (地区)

第3条 小地域福祉活動推進地区は行政区の範囲を原則とするが、小地域（行政区の合議体）で応募することもできる。

### (設置地区数及び期間)

第4条 小地域福祉活動推進地区の設置地区数は、原則として、毎年3地区とし、実施期間は、年度末に本会と協議し、変更がない場合は毎年継続とする。

### (実施内容)

第5条 小地域福祉活動推進地区の事業実施内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉推進委員の選任
- (2) 地域福祉推進座談会の開催
- (3) 地域福祉推進組織の確立
- (4) 小地域ネットワーク事業の実施
- (5) その他の地域福祉推進事業

### (指定の取り消し)

第6条 小地域福祉活動推進地区が次の各号の一に該当するときは、指定を取り消すものとする。

- (1) 辞退の申し出があったとき
- (2) 事業の遂行ができなくなったとき
- (3) その他会長が必要と認めたとき

### (個人情報保護)

第7条 応募で知り得た個人の情報については、小地域福祉活動推進地区指定後、破棄するものとする。

### (その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、小地域福祉活動推進地区の公募に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要項は、平成21年4月10日から施行する。